平成２５年（フ）第７８号
大阪府羽曳野市西浦６丁目４番20号
債務者　森本　寛一
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
大阪府藤井寺市沢田２丁目７番18号
債務者　福田トシエ
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
堺市北区南花田町120番地７
債務者　千原　千春
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
大阪府羽曳野市恵我之荘４丁目２番６号
債務者　桑山　紀一
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県姫路市香寺町溝口861番地１　パレドゥールD104号
債務者　小松　由美（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８８号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1708番地の２
債務者　北村　謙二
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８６５号
広島市安佐南区大町東３丁目１番32―201号
債務者　竹長工業こと　竹長　竜二
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９４号
広島市安芸区中野７丁目43番18―102号フレグランス吉田Ａ
債務者　佐藤早治子（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
広島市中区宝町６番10―801号
債務者　橋本　　保
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９号
広島市西区庚午南２丁目33番24―301号
債務者　柚木　裕子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
香川県高松市今里町１丁目17番地６
債務者　竹田　整司
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０７５号
福岡市南区花畑２丁目38番１号、前住所福岡市南区大楠２丁目13番９号
債務者　中尾　麗子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１４７号
福岡市中央区薬院４丁目７番12号
債務者　前田　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７７号
福岡県筑紫野市大字原166番地208
債務者　三浦　　康
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３１５号
福岡県太宰府市坂本２丁目４番13号
債務者　棚町　政信
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３４７号
福岡県大野城市平野台２丁目11番16号
債務者　木村　文悟
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５２０号
福岡市中央区鳥飼３丁目８番７号
債務者　秀島　隆子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１号
福岡市東区箱崎１丁目26番32号
債務者　曽根辻　昇
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部